廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令案新旧対象条文

目 次

第一条 七 五 匹 二・三(略) 含む。 六 百五号) 第二十四条第二項の規定により読み替えて適用する場合を 第二条第三項(ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第 |の三 前号に掲げる廃棄物を処分するために処理したもの(環境 の二 廃水銀 (人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれ (特別管理一般廃棄物) 省令で定める基準に適合しないものに限る。) で定める基準に適合しないものに限るものとし、 び第十一号に掲げるものを除く。) るものを除く。) で定める基準に適合しないものに限るものとし、第三号並びに第 欄に掲げる廃棄物(第二号並びに第二条の四第五号リ(6)、第六号 がある性状を有するものとして環境省令で定めるものに限る。 た同項の下欄に掲げる廃棄物(第二条の四第五号ル25、 別表第一の三の項の中欄に掲げる工場又は事業場において生じ 別表第一の二の項の中欄に掲げる施設において生じた同項の下 |条の四第五号リ(6、 前号に掲げる廃棄物を処分するために処理したもの(環境省令 第七号、第九号及び第十号に掲げるものを除く。) (略 ) 前号に掲げる廃棄物を処分するために処理したもの(環境省令 )の政令で定める一般廃棄物は、次のとおりとする。 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。) 改 第六号、第七号、第九号及び第十号に掲げ 正 案 第二条の四第五 第八号及 第 兀 七 六 別表第一の三の項の中欄に掲げる工場又は事業場において生じ Ξ 百五号)第二十四条第二項の規定により読み替えて適用する場合を 第二条第三項(ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第 二・三 (略) (新設) 含む。)の政令で定める一般廃棄物は、次のとおりとする。 (新設) 一条 (特別管理一般廃棄物) び第十一号に掲げるものを除く。 るものを除く。) 二条の四第五号チ(6)、第六号、第七号、第九号及び第十号に掲げ で定める基準に適合しないものに限るものとし、第二条の四第五 で定める基準に適合しないものに限るものとし、第三号並びに第 欄に掲げる廃棄物(第二号並びに第二条の四第五号チ(6)、第六号 た同項の下欄に掲げる廃棄物(第二条の四第五号ヌ25、第八号及 (略 ) 別表第一の二の項の中欄に掲げる施設において生じた同項の下 前号に掲げる廃棄物を処分するために処理したもの(環境省令 前号に掲げる廃棄物を処分するために処理したもの(環境省令 第七号、第九号及び第十号に掲げるものを除く。) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。) 現 行

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)

傍線の部分は改正部分)

(福業廃棄物)         (福)         (福)	(在業廃棄物)(二条第二系第四項第一号の政令で定める廃棄物は、次のとおり(二条第二系第四項第一号の政令で定める廃棄物は、次のとおり第二条、法第二条第四項第一号の政令で定める廃棄物は、次のとおりとする。 $-+-1$ (略)+二大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第二条第二 (局定規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類(同条第一項に 規定するダイオキシン類をいう。以下同じ。)を発生し、人び大 気中に排出するものに限る。)又は次に掲げる廃棄物の焼却施設 において発生するばいじんであつて、集じん施設によって集めら れたものイ燃え殻(事業活動に伴って生したものに限る。第二条の四第 10月間 10月(特別管理産業廃棄物)(「船)+二(略)+二(略)+二(物)(特別管理産業廃棄物(次に掲げる廃棄物のたわご)(特別管理産業廃棄物)(特別管理産業廃棄物(次に掲げる廃棄物のたいう)(特別管理産業廃棄物(次に掲げる廃棄物のたお助に において発生するばいじんであつて、集じん施設によって集めら において発生するばいじんであって、集じん施設によって集めら において発生するばいじんであって、集じん施設によって集めら において発生するはいじんであって、集じん施設によって集めら において発生するばいじんであって、集じん施設によって集めら において発生するばいじんであって、集じん施設によって集める において発生する場合を含む。)の政令 つくト(略)「一〇四(略)(略)二(本)(特別管理産業廃棄物(次に掲げる廃棄物をいう。)(市)(本)(特別管理産業廃棄物(次のとおりとする。)(四)(本)(市)(市)(市)(市)(市)(市)(市)(市)(市)(市)(市)(市)(市)(市)(市)(市)(市)(市)(本)(本)(市)(市)(市)(市)(市)(市)(市)(市)(市)(市)(市)(市)(市)(市)(市)(市)(市)(市)(市)
八 (略) 「「「「」」」、「」」、「」」、「」」、「」」、「」」、「」」、「」、「」、「」	八 (略) 八 (略)

省令で定める設備の設置その他の環境省令で定める措置を講ずよる公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な環境ロ 埋立処分の場所 (以下「埋立地」という。)からの浸出液に	)からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止する分を行う場合には、埋立処分の場所(以下「埋立地」という。ローー般廃棄物(ヌ(2)に規定する水銀処理物を除く。)の埋立処
イ (略)	イ (略)
によること。	によること。
_	場合にあつては、()を除く。) 及び口の規定の例によるほか、次三 一般廃棄物の埋立処分に当たつては、第一号イ (ワに規定する・、w、
し・ニー(各)及び処分(再生を含む。)の基準は、次のとおりとする。	・   ( 各 ) 及び処分 ( 再生を含む。 ) の基準は、次のとおりとする。
廃棄物を除く。以下この条及び次条において同じ。)の収集、運搬	廃棄物を除く。以下この条及び次条において同じ。)の収集、運搬
第三条 法第六条の二第二項の規定による一般廃棄物(特別管理一般)第三条 法第六条の二第二項の規定による一般廃棄物(特別管理一般	第三条 法第六条の二第二項の規定による一般廃棄物(特別管理一船
(一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準)	(一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準)
六~十一 (略)	六~十一 (略)
トーマ (略)	チール(略)
のとして環境省令で定めるものをいう。以下同じ。)	して環境省令で定めるものをいう。以下同じ。)
つて生じたものに限る。) であつて、飛散するおそれのあるも	生じたものに限る。) であつて、飛散するおそれのあるものと
輸入されたものを除く。)及び輸入されたもの(事業活動に伴	されたものを除く。)及び輸入されたもの(事業活動に伴つて
く。)、別表第三の一の項に掲げる施設において生じたもの(	)、別表第三の一の項に掲げる施設において生じたもの(輸入
の除去を行う事業をいう。)に係るもの(輸入されたものを除	去を行う事業をいう。)に係るもの(輸入されたものを除く。
に用いられる材料であつて石綿を吹き付けられ、又は含むもの	いられる材料であつて石綿を吹き付けられ、又は含むものの除
産業廃棄物のうち、石綿建材除去事業(建築物その他の工作物	廃棄物のうち、石綿建材除去事業(建築物その他の工作物に用
へ 廃石綿等 (廃石綿及び石綿が含まれ、若しくは付着している	F 廃石綿等 (廃石綿及び石綿が含まれ、又は付着している産業
	ホ・ヘ (略)
	適合しないものに限る。)
	銀等を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に
	して環境省令で定めるものをいう。以下同じ。) 及び当該廃水
	生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものと

イ~ニ(略) 号イ、ロ及びニの規定の例によるほか、次によること。 一 特別管理一般廃棄物の収集又は運搬に当たつては、第三条第一	。    。	四 (略) しんしん しんしょう しんしん しんしょう しんしん しんしょう しんしん しんしょう しんしょ しんしょ	保全上支障を生ずるおそれのないように環境省令で定める必う場合には、ロによるほか、人の健康の保持又は生活環境の(3) 水銀処理物 (2)に規定するものを除く。)の埋立処分を行	うこと。うこと。	(2) 水銀処理物(水銀の溶出についての基準であつて環境省令(1) 水面埋立処分を行つてはならないこと。埋立処分を行う場合には、次によること。	適合するものに限る。)をいう。(2及び(3)において同じ。)ののしい処理したもの(同条第一号の三の環境省令で定める基準に又)水銀処理物(第一条第一号の二に掲げる廃棄物を処分するた	) ß	R)でよNo 染するおそれがないものとして環境省令で定める場合は、この 定める措置を講ずること。ただし、公共の水域及び地下水を汚 ために必要な環境省令で定める設備の設置その他の環境省令で
イ~ニ (略) 号イ、ロ及びニの規定の例によるほか、次によること。 一 特別管理一般廃棄物の収集又は運搬に当たつては、第三条第一	。     。	四 (略) 又~ヲ (略)				(新設)	ハ~リ(略)	いものとして環境省令で定める場合は、この限りでない。ること。ただし、公共の水域及び地下水を汚染するおそれがな

(産業廃棄物の収集又は運搬に当たつては、第三条第一号イから、以下この項(第三号イ及び第四号イを除く。)において同じ。、の収集、運搬及び処分(再生を含む。)の基準は、次のとおりとする。 「の収集、運搬及び処分(再生を含む。)の基準は、次のとおりとする。 「産業廃棄物の収集又は運搬に当たつては、第三条第一号イから	四 めに再 るび以特〉境一 納一	ホ第一条第一号告しくは第一号の二こ掲げる廃棄勿又は惑染生
(産業廃棄物の収集又は運搬に当たつては、第三条第一号イから、、以下この項(第三号イ及び第四号イを除く。)において同じ。、の収集、運搬及び処分(再生を含む。)の基準は、次のとおりとする。 「産業廃棄物の収集又は運搬に当たつては、第三条第一号イからする。 「産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準)(特別管理産業廃	四 に害う るび以特 をる 運は	ホ第一条第一号こ掲げる発業勿又は感染生一股発業のの収集又

- 6 -

U l
あつて不要物であるもの、鉛製の管又は板であつて不要物での(自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極で
(3) 第二条第六号に掲げる廃棄物で事業活動に伴つて生じたも(2) (略)
び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。)
¶したことがないものを除く。) をいう。以下同じ。 叫∮ 『判判2日タクで降日これらで料質フランノl
<b>管、又長、重般くは几分り祭ここれらり勿賃が昆へし、くは混入し、又は付着しないように分別して排出され、かつ、保</b>
?(別表第五の下欄に掲げる物質又は有機性の物質
包装(固形状又は液状の物の容器又は包装であつて不要物で
はんだが使用されているものに限る。以下同じ。) 、 廃容器
たものをいう。以下同じ。)、廃プリント配線板(鉛を含む
部(環境大臣が指定するものを除く。)の破砕に伴つて生じ
転車を含む。) 若しくは電気機械器具又はこれらのものの一
(1) 廃プラスチック類(自動車等破砕物(自動車(原動機付自
0
にある空間を利用する処分の方法により行つてはならないこと
特別管理産業廃棄物であるものを除く。)の埋立処分は、地中
く。以下「安定型産業廃棄物」という。)以外の産業廃棄物(
イ 次に掲げる産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物であるものを除
ホの規定の例によるほか、次によること。
定する場合にあつては、()を除く。)及び口並びに第三号ニ及び
三 産業廃棄物の埋立処分に当たつては、第三条第一号イ (ルに規
一号トの規定の例によること。
(3) 水銀使用製品産業廃棄物の保管を行う場合には、第三条第
め、環境大臣が定める方法により水銀を回収すること。

Ξ ホの規定の例によるほか、次によること。 定する場合にあつては、(1を除く。)及び口並びに第三号ニ及び 産業廃棄物の埋立処分に当たつては、第三条第一号イ(ルに規 (3)(2) にある空間を利用する処分の方法により行つてはならないこと (1)く。以下「安定型産業廃棄物」という。)以外の産業廃棄物( 特別管理産業廃棄物であるものを除く。)の埋立処分は、地中 次に掲げる産業廃棄物(特別管理産業廃棄物であるものを除 器包装(固形状又は液状の物の容器又は包装であつて不要物 であるものを除く。) は付着したことがないものを除く。)をいう。以下同じ。) 保管、収集、運搬又は処分の際にこれらの物質が混入し、又 が混入し、又は付着しないように分別して排出され、かつ、 であるもの(別表第五の下欄に掲げる物質又は有機性の物質 はんだが使用されているものに限る。以下同じ。) 及び廃容 たものをいう。以下同じ。)、廃プリント配線板(鉛を含む 部(環境大臣が指定するものを除く。)の破砕に伴つて生じ 転車を含む。) 若しくは電気機械器具又はこれらのものの (略) 廃プラスチック類(自動車等破砕物(自動車(原動機付自

あるもの及び廃容器包装であるものを除く。)あつて不要物であるもの、鉛製の管又は板であつて不要物での(自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極で)第二条第六号に掲げる廃棄物で事業活動に伴つて生じたも

- 7 -

-	
四·五 (略) ツ <sup>~</sup> ウ (略)	四·五 (略) ツ <sup>く</sup> ウ (略)
合するものにすること。	合するものにすること。
立処分を行う場合には、あらかじめ環境省令で定める基準に適	立処分を行う場合には、あらかじめ環境省令で定める基準に適
もの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)の埋	もの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)の埋
定するものを除く。)又は当該汚泥を処分するために処理した	定するものを除く。)又は当該汚泥を処分するために処理した
合しないものに限るものとし、第六条の五第一項第三号ツに規	合しないものに限るものとし、第六条の五第一項第三号ナに規
項の下欄に掲げる物質を含むもの(環境省令で定める基準に適	項の下欄に掲げる物質を含むもの(環境省令で定める基準に適
ソ 汚泥であつて別表第五の九の項から二二の項まで及び二四の	ソ 汚 泥 で あ つ て 別 表 第 五 の 九 の 項 か ら 二 二 の 項 ま で 及 び 二 四 の
ヲ~レ(略)	ヲーレ(略)
係る部分を除く。)の規定の例によること。	係る部分を除く。)の規定の例によること。
まで及びタによるほか、第三条第三号ヲ(同号イからホまでに	まで及びタによるほか、第三条第三号ワ(同号イからホまでに
するために処理したものの埋立処分を行う場合には、八からホ	するために処理したものの埋立処分を行う場合には、八からホ
ル ばいじん若しくは燃え殻又はばいじん若しくは燃え殻を処分	ル ばいじん若しくは燃え殻又はばいじん若しくは燃え殻を処分
ヌ (略)	ヌ (略)
	分解を行うこと。
却し、又は熱分解設備を用いて熱分解を行うこと。	加工し、焼却設備を用いて焼却し、又は熱分解設備を用いて熱
、若しくは溶融設備を用いて溶融加工し、焼却設備を用いて焼	ートル以下に破砕し、切断し、若しくは溶融設備を用いて溶融
つ、最大径おおむね十五センチメートル以下に破砕し、切断し	中空の状態でないように、かつ、最大径おおむね十五センチメ
分を行う場合には、あらかじめ、中空の状態でないように、か	業廃棄物を除く。)の埋立処分を行う場合には、あらかじめ、
リ 廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を除く。)の埋立処	リ 廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産
ロ~チ (略)	ロ~チ(略)
(5) (6) (略)	(5)・(6) (略)
	ものを涂く。し
石の	石の
4) 第二条第七号に掲げる廃棄物で事業活動に伴つて生じたも	4) 第二条第七号に掲げる廃棄物で事業活動に伴つて生じたも

<b>一</b> 一 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	して、 「して、 「して、 「して、 「して、 」の、 「して、 」の、 」、 」、 」、 」、 」、 」、 」、 」、 」、 」
第	「「「「「「「」」」」」」、「「」」」」、「」」、「」」、「」」、「」」、「」

あっては、有害な特別管理産業廃棄物の処分の場所)であるこ との表示がなされている場所で行うこと。 しないものに処理したものに処理したもの(環境省令で定め) の基準に適合しないものに限る。) ()()()()()()()()()()()()()()()()()()(	_	
にめに処理したものの埋立処分を行う場合には、八によるほか、人 「略)」(略) (略)」(、、次によること。 「の水域等を処分するために処理したもの(環境省令で定め」 「、次によること。」 「、次によること。」 「、次によること。」 「、次によること。」 「、次によること。」 「、次によること。」 「、次によること。」 「、次によること。」 「、次によること。」 「、次によること。」 「、次によること」」 「、次によること。」 「、次によること」」 「、次によること」」 「、次によること」」 「、次によること」」 「、次によること」」 「、次によること」」 「、次によること」」 「、次によること」」 「、次によること」」 「、次によること」」 「、次によること」」 「、次によること」 「」) 」 」 」 」 」 」 」 」 」 」 」 」 」	(同号八か)まで、夕及びソによるほか、	まで、ソ及びネによるほか、第六条第一項
にしたものに処理したもの(環境省令で定め) 「いから()までに掲げる院油及び同条第五号叉()から(2)ま 「の水域及び地下水と遮断されている場所で行うこと。 「いから()までに掲げる特別管理産業廃棄物の埋立処分は、 「いから()までに掲げる院油及び同条第五号叉()から(2)ま 「今規定する廃油の埋立処分を行う場合には、第六条第一項第 「今の規定の例によること。」 「略) 「なによること」」 「、2) 「(略) 「(略) 「(略) 「(略) 「(いから)」 「ころにより硫化し、及び固型化すること。」 「(略) 「(略) 「(本) 」(本) 「(本) 」(本) 「(本) 」(本)	するために処理した	するために処理したものの埋立処分を行う
(略) (略) (略) ((略) ((略) ((い) () () () () () () () () () (	カ ばいじん若しくは	タ ばいじん若しくは燃え殻又はばいじん芋
は、次によること。 なうに環境省令で定める必要な措置を講ずること。 なうに環境省令で定める必要な措置を講ずること。 な、次 によること。 な、 (略) (略) (略) (略) (のの のるところにより硫化し、及び固型化すること。 (略) (のの のるところにより硫化し、及び固型化すること。 (略) (のの のるところにより硫化し、及び固型化すること。 (のの なころにより硫化し、及び固型化すること。 (のの なために処理したものの((環境省令で定め) (のの なたの、水域及び地下水と遮断されている場所で行うこと。 (のの なたの、)の (のの なたの、)の (のの なために処理したものの(環境省令で定め) (のの なために処理したものの(環境省令で定め) (のの なために処理したものの(環境省令で定め) (のの なたの、、水域及び地下 (い) (のの なために処理したものの((環境省令で定め) (のの なために処理したものの((環境省令で定め) (のの なために処理したものの((環境省令で定め) (の) (の) (い) (い) (い) (い) (い) (い) (い) (い	ル~ワ (略)	<b>ワ</b>
$(e_{B})$ (National Section ( (e_{B}) () (e_{B}) ()	講ずること。	いように環境省令で定める必要な措置を
を除く。)の埋立処分を行う場合には、ハによるほか、人 (略) (いから(7)までに掲げる特別管理産業廃棄物の埋立処分は、 (略) (いから(7)までに掲げる特別管理産業廃棄物の埋立処分は、 (略) (いから(7)までに掲げる特別管理産業廃棄物の埋立処分は、 (略) (いから(7)までに掲げる特別管理産業廃棄物の埋立処分は、 (略) (いから(7)までに掲げる特別管理産業廃棄物の埋立処分は、 (略) (いから(7)までに掲げる特別管理産業廃棄物の埋立処分を行う場でに (略) (いから(7)までに掲げる特別管理産業廃棄物の埋立処分を行う場でに 現定する廃油の埋立処分を行う場でに (、、、によること。 (い、、によること。 (い、、によること。 (い、、によること。 (い、、によること。 (い、)の (い)) (い)) (い) (い) (い) (い) (い) (い) (い) (	を生ずるおそれのな	の健康の保持又は生活環境の保全上支障
		のを除く。)の埋立処分を行う場合には
[1]つてはならないこと。 [1]つてはならないこと。 [1]つてはならないこと。 [1]	の(イ()に掲げるも	(2) 廃水銀等を処分するために処理した+
廃水銀等を処分するために処理したものは、水面埋立処分 (略) (いから(7)までに掲げるために処理したもの(環境省令で定め) (いから(7)までに掲げるために処理したもの(環境省令で定め) (いから(7)までに掲げるために処理したもの(環境省令で定め) (いから(7)までに掲げるために処理したもの(環境省令で定め) (いから(7)までに掲げる廃油及び同条第五号ヌ(1)から(2)ま (いから(7)までに掲げる廃油及び同条第五号ヌ(1)から(2)ま (いから(7)までに掲げる廃油及び同条第五号ヌ(1)から(2)ま (いの水域及び地下水と遮断されている場所で行うこと。 (いの) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設		を行つてはならないこと。
は、次によること。 は、次によること。 は、次によること。 は、次によること。 は、次によること。 は、次によること。 (a, b, b) (a, b)		(1) 廃水銀等を処分するために処理した+
小銀等を処分するために処理したものの埋立処分を行う場       (新設)         小銀等を処分するために処理したもの(環境省令で定め)       (解)         (略)       (解)         (略)       (第)         (略)       (日 7(1)から(7)までに掲げる特別管理産業廃棄物の埋立処分は、         (本)       (本)         人口       (1)から(7)までに掲げる特別管理産業廃棄物の埋立処分は、         (本)       (一)         (方)       (四)         (本)       (一)         (方)       (四)         (方)       (四)         (本)       (一)         (方)       (四)         (1)       (1)         (1)       (5)         (1)       (1)         (5)       (四)         (5)       (四)         (5)       (1)         (5)       (1)         (5)       (1)		合には、次によること。
$modelength{0}$ のdelength{0}のdelength{0}のdelength{0}のdelength{0}のdelength{0}のdelength{0} $modelength{0}$ のdelength{0}のdelength{0} $modelength{0}$ のdelength{0} $modelength{0}$ modele		ヲ 廃水銀等を処分するために処理したもの
小銀等の埋立処分を行う場合には、あらかじめ、環境大臣 (略) (略) (略) (の水域及び地下水と遮断されている場所で行うこと。 (略) (の水域及び地下水と遮断されている場所で行うこと。 (略) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の	はること。	が定めるところにより硫化し、及び固型ル
(略) (略) (略) (略) (略) ((略) (の水域及び地下水と遮断されている場所で行うこと。 ((略) (の水域及び地下水と遮断されている場所で行うこと。 ((略) ((略) ((略) ((の)) (()))	環境大臣	ル 廃水銀等の埋立処分を行う場合には、も
<ul> <li>▶ 00(環境省令で定め)</li> <li>○ (環境省令で定め)</li> <li>○ (環境省令で定め)</li> <li>○ (環境省令で定め)</li> <li>○ (環境省令で定め)</li> <li>○ (1)</li> <li>○ (</li></ul>		ホ~ヌ (略)
PO(環境省令で定め)       (新設)         PO(環境省令で定め)       (1)         家第五号ヌ(1)から12ま       ロイ(1)から(6)         「(1)       (1)         「(1)		三号チの規定の例によること。
奈第五号ヌ(1)から(2)ま 第五号ヌ(1)から(2)ま 二 第第五号ヌ(1)から(2)ま 二 第第五号ヌ(1)から(2)ま 二 第二 第五号ヌ(1)から(2)ま 二 第二 条の四第一号 二 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	でに規定する廃油の	でに規定する廃油の埋立処分を行う場合!
□ 小 (略)          □ 小 (略)         □ 小 (略)         □ 小 (略)         □ 小 (市)         □ □ □ □         □ □ □         □ □ □         □ □ □         □ □ □         □ □ □         □ □ □         □ □ □         □ □ □         □ □ □         □ □ □         □ □ □         □ □ □         □ □ □         □ □ □         □         □ <t< td=""><td>ニ第二条の四第一号</td><td>ニ 第二条の四第一号に掲げる廃油及び同名</td></t<>	ニ第二条の四第一号	ニ 第二条の四第一号に掲げる廃油及び同名
<sup>场</sup> 所で行うこと。 ロ	八 (略)	八 (略)
<ul> <li>発棄物の埋立処分は、</li> <li>ロ</li> </ul>	_	公共の水域及び地下水と遮断されている場
もの(環境省令で定め		ロ イ()から()までに掲げる特別管理産業感
その (環境省令で定め)	(6)	(7) (略)
やの (環境省令で定め)		る基準に適合しないものに限る。)
処分の場所)であるこ		
処分の場所)であるこ	(1) 5 (5)	(1)~(5)(略)
	の表示がなされて	との表示がなされている場所で行うこと。
		あつては、有害な特別管理産業廃棄物の処
棄物の処分の場所(次に掲げる特別管理産業廃棄物の埋立地に 棄物の処分の場所(次に掲げる特別管理産業廃棄物の埋立地に		棄物の処分の場所(次に掲げる特別管理音

、前条第三号、第五号、第八号及び第十一号の二から第十四号まで第七条の二 法第十五条第四項の政令で定める産業廃棄物処理施設は(縦覧等を要する産業廃棄物処理施設)	、前条第三号、第五号、第八号、第十号の二及び第十一号の二から第七条の二(法第十五条第四項の政令で定める産業廃棄物処理施設は(縦覧等を要する産業廃棄物処理施設)
ロ・ハ (略) 「新設」 「新設」 「新設」 「「「」」 「」」 「 「」」 「 「」」 「 「」」 「 「 「 「」」 「 」 「 」 「 」 「 」 」 」 「 」 」 」 「 」 」 「 」 」 」 「 」 「 」 「 」 」 」 「 」 」 」 「 」 」 」 「 」 」 「 」 」 」 「 」 」 」 「 」 」 」 「 」 」 「 」 」 「 」 」 」 」 」 」 」 」 」 」 」 」 」	ロ・ハ (略) ー・ハ (略) ー・ハ (略) ー・ハ (略) ー・ハ (略) ー・ハ (略)
- ~ 十次のとおりとする。 次のとおりとする。 ( 産業廃棄物処理施設)	「~十~(各)、次のとおりとする。(産業廃棄物処理施設)
2 (略) 四 (略) 別管理産業廃棄物以外のものについては、適用しないこと。 別管理産業廃棄物以外のものについては、適用しないこと。 りに掲げる基準は、特ツ (略)	2 (略) 四 (略) 別管理産業廃棄物以外のものについては、適用しないこと。 別管理産業廃棄物以外のものについては、適用しないこと。 オ、へ、力から夕まで及びソからナまでに掲げる基準は、特ナー(略)
すること。 すること。 すること。 すること。 すること。 すること。 すること。 すること。 すること。	すること。すること。 すること。 すること。 すること。

(略)	Ξ	(略)	□ 別   表   第	第 三一と七へ ロ い イと ・ お条 熱	第十二
) (略)	物の処分の用に供するものに限る。) (第二条の四第五号チ(2、ヌ(2及びル24に掲げる廃棄第七条第三号、第五号及び第十三号の二に掲げる施設	) (略)		<ul> <li>(熱回収施設における産業廃棄物の処分等の基準)</li> <li>(熱回収施設における産業廃棄物の処分等の基準)</li> </ul>	第十四号までに掲げるものとする。
( 略 )	≡	(略)	別表第三 (	第 (	に掲げる
(略)	物の処分の用に供するものに限る。) (第二条の四第五号ト(2、リ12及びヌ24に掲げる廃棄第七条第三号、第五号及び第十三号の二に掲げる施設	(略)	別表第三(第二条の四関係)	(熱回収施設における産業廃棄物の処分等の基準) (熱回収施設における産業廃棄物の処分等の基準) (熱回収施設における産業廃棄物の処分等の基準)	に掲げるものとする。

産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律施行令(平成四年政令第三百四号)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現行
(政令で定める産業廃棄物)	(政令で定める産業廃棄物)
第一条 (略)	第一条 (略)
2 法第二条第二項第一号の環境に影響を及ぼすおそれのあるものと2	2 法第二条第二項第一号の環境に影響を及ぼすおそれのあるものと
して政令で定める産業廃棄物は、安定型産業廃棄物及び廃棄物処理	して政令で定める産業廃棄物は、安定型産業廃棄物及び廃棄物処理
令第六条の五第一項第三号イ(1から(7)までに掲げる産業廃棄物(次)	令第六条の五第一項第三号イ(1から(6)までに掲げる産業廃棄物(次
項において「遮断型産業廃棄物」という。)以外の産業廃棄物であ	項において「遮断型産業廃棄物」という。)以外の産業廃棄物であ
って、廃棄物処理令第六条又は第六条の五第一項の規定により埋立	って、廃棄物処理令第六条又は第六条の五第一項の規定により埋立
処分を行うことができるものとする。	処分を行うことができるものとする。
3 (略)	3 (略)

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令(昭和四十六年政令第二百一号)

(傍線の部分は改正部分)

と。この場合において、海洋に流出してはならない廃棄物には、棄物が海洋に流出しないよう必要な措置を講じた上で排出するこ必要な措置が講じられている場合を除き、当該埋立場所等から廃合においては、当該埋立場所等に廃棄物が海洋に流出しないよう廃棄物以外の廃棄物が排出されていない埋立場所等に排出する場	業廃棄物を除く。) その他環境大臣が指定する廃棄物をこれらの規定する廃容器包装及び同項第一号口に規定する水銀使用製品産るもの、鉛製の管又は板であつて不要物であるもの、 同号イ(1に)		は、1000000000000000000000000000000000000	されたもののうち熱しやく減量二十パーセント以上の状態である砂」という。)及び水底土砂で環境大臣が指定する水域から除去境省令で定める基準に適合しないものに限る。以下「特定水底土	の三第二十五号から第三十一号までに掲げる物質を含むもの(環十六年政令第三百号。以下「廃棄物処理令」という。)別表第三水底土砂で廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四	げるとおりとする。  「あったいち」とする。  「あったいち」をしたいで、  「は、  なったのの  なったの  なったの なったの	第	改正案
廃棄物には、当該埋立場所等にある他の廃棄物を含み、特定水底で排出すること。この場合において、海洋に流出してはならない場所等から廃棄物が海洋に流出しないよう必要な措置を講じた上出しないよう必要な措置が講じられている場合を除き、当該埋立に排出する場合においては、当該埋立場所等に廃棄物が海洋に流	物をこれらの廃棄物以外の廃棄物が排出されていない埋立場所等に規定する廃容器包装を除く。)その他環境大臣が指定する廃棄るもの、 鉦製の管又は板であつて不要物であるもの及ひ同号イ(1)	規定する廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であつて不要物であ砕に伴つて生じたもの、廃棄物処理令第六条第一項第三号イ(1)ににこれらのものの一部(環境大臣力推定するものを除く))の破	は、10~2~20~2~2~2~2~2~2~2~2~2~2~2~2~2~2~2~2~	されたもののうち熱しやく減量二十パーセント以上の状態である砂」という。)及び水底土砂で環境大臣が指定する水域から除去境省令で定める基準に適合しないものに限る。以下「特定水底土	の三第二十五号から第三十一号までに掲げる物質を含むもの(環十六年政令第三百号。以下「廃棄物処理令」という。)別表第三一 水底土砂で廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四	げるとおりとする。場合における同号の政令で定める排出方法に関する基準は、次に掲録の日における同号の政令で定める排出方法に関する基準は、次に掲録の号にお定する場所(以下・地立地所会」という、)に打出する	第四時に配加上の調査、人に「聖Zman」時、に下の。) に手寸上の 五条 廃棄物(次項各号に掲げるものを除く。)を法第十条第二項(埋立場所等に排出する廃棄物の排出方法に関する基準)	現行

十 廃棄	十 廃棄物処理令第二条の四第五号リ(6、第七号及び第十号に掲げ)
六 ~ 九	六~九 (略)
ては同	ては同号カ、ヨ及びレの規定の例により排出すること。
六条の	六条の五第一項第三号レに規定する廃棄物を排出する場合におい
におい	においては同号へ、ト及びヲの規定の例により、廃棄物処理令第
物処理	物処理令第六条第一項第三号ヲに規定する廃棄物を排出する場合
ては廃	ては廃棄物処理令第三条第三号八及びへの規定の例により、廃棄
ーセン	ーセント以下の状態であるものを除く。)を排出する場合におい
物を処	物を処分するために処理したもの(それぞれ熱しやく減量十五パ
る廃棄	る廃棄物並びに同条第四項第二号に規定する廃棄物及び当該廃棄
十七号	十七号。以下「廃棄物処理法」という。) 第二条第二項に規定す
五 廃棄	五 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三
ント以	ント以下の状態にして排出すること。
て同じ	て同じ。)を排出する場合においては、熱しやく減量十五パーセ
ル処理	ル処理物をいう。以下同じ。)を除く。第三項の表第二号におい
ポリ塩	ポリ塩化ビフェニル処理物(同号八に規定するポリ塩化ビフェニ
イに規	イに規定する廃ポリ塩化ビフェニル等をいう。以下同じ。)及び
もの、	もの、廃ポリ塩化ビフェニル等(廃棄物処理令第二条の四第五号
四油性	四 油性廃棄物 (ピッチその他の温度五十度において固体状である)
出する	すること。
した場	た場合における水素イオン濃度指数の状態とする。)にして排出
素イオ	イオン濃度指数七・〇の水に飽和状態となるように溶解したとし
(液状	(液状廃棄物以外の水溶性の廃棄物にあつては、その全てを水素)
合にお	合においては、水素イオン濃度指数五・〇以上九・〇以下の状態
三 液状	三液状廃棄物又は液状廃棄物以外の水溶性の廃棄物を排出する場
二 (略	二 (略)
	水底土砂以外の水底土砂を含まないものとする。
土砂及	当該埋立場所等にある他の廃棄物を含み、特定水底土砂及び指定

5 3。)を排出する場合においては、 [号ヲ、ワ及びヨの規定の例により排出すること。 にては同号へ、ト及びヲの規定の例により、廃棄物処理令第 「令第六条第一項第三号ヲに規定する廃棄物を排出する場合 『棄物処理令第三条第三号八及びへの規定の例により、廃棄 ~卜以下の状態であるものを除く。 )を排出する場合におい (分するために処理したもの(それぞれ熱しやく減量十五パ っ。以下「廃棄物処理法」という。) 第二条第二項に規定す 「下の状態にして排出すること。 (物をいう。以下同じ。)を除く。 (化ビフェニル処理物(同号八に規定するポリ塩化ビフェニ 《定する廃ポリ塩化ビフェニル等をいう。以下同じ。) 及び |廃棄物(ピツチその他の温度五十度において固体状である こと。 「合における水素イオン濃度指数の状態とする。)にして排 7ン濃度指数七・〇の水に飽和状態となるように溶解したと 5廃棄物以外の水溶性の廃棄物にあつては、そのすべてを水 )いては、水素イオン濃度指数五・〇以上九・〇以下の状態 (廃棄物又は液状廃棄物以外の水溶性の廃棄物を排出する場) 众び指定水底土砂以外の水底土砂を含まないものとする。 (物並びに同条第四項第二号に規定する廃棄物及び当該廃棄 (物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三 五第一項第三号ヨに規定する廃棄物を排出する場合におい 物処理令第二条の四第五号チ(6)、第七号及び第十号に掲げ (略) 廃ポリ塩化ビフェニル等(廃棄物処理令第二条の四第五号 熱しやく減量十五パーセ 第三項の表第二号におい

廃棄物を廃棄物処理の王第一項第二号に	廃棄物を廃棄物処理令第六条第一項第三号ムに規定する基準に適の王第一項第二号下の規定により処理し、当該処理により生した
) 綿等をいう。)を 排	りにすってす。)を排出する場合においては、廃棄物処理令第六条
十六一廃石綿等(廃棄	十六 廃石綿等(廃棄物処理令第二条の四第五号トに規定する廃石十王)(略)
τ	て
を廃棄物処理令第三	を廃棄物処理令第三条第三号ヲに規定する基準に適合する状態に
の二第二号八の規定	の二第二号八の規定により処理し、当該処理により生じた廃棄物
ものに限る。)を排	ものに限る。)を排出する場合においては、廃棄物処理令第四条
。 ) ( 廃棄物処理注	。)(廃棄物処理法第二条第四項第二号に規定する廃棄物である
第二条の四第四号に	第二条の四第四号に規定する感染性産業廃棄物をいう。以下同じ
染性一般廃棄物をい	染性一般廃棄物をいう。)又は感染性産業廃棄物(廃棄物処理令
十四(感染性一般廃棄	十四 感染性一般廃棄物(廃棄物処理令第一条第八号に規定する感
に規定する基準に適	準に適合する状態にして排出すること。
し、当該処理によい	により生じた廃棄物を廃棄物処理令第三条第三号ルに規定する基
においては、廃棄物	廃棄物処理令第四条の二第二号ロの規定により処理し、当該処理
第二条の四第六号共	六号若しくは第九号に掲げる廃棄物を排出する場合においては、
十三 廃棄物処理令第	十三 廃棄物処理令第一条第二号若しくは第三号又は第二条の四第
十二(略)	十二 (略)
は、環境省令で定め	は、環境省令で定める基準に適合する状態にして排出すること。
定める基準に適合し	定める基準に適合しないものに限る。)を排出する場合において
しくはこれらの汚泥	しくはこれらの汚泥を処分するために処理したもの(環境省令で
は第六条の五第一項	は第六条の五第一項第三号イ(5)若しくは同号ナに規定する汚泥若
又は廃棄物処理令筆	又は廃棄物処理令第六条第一項第三号八(5)若しくは同号ソ若しく
十一 廃棄物処理令第	十一 廃棄物処理令第二条の四第八号及び第十一号に掲げる廃棄物
にして排出すること	にして排出すること。
排出する場合におい	排出する場合においては、環境省令で定める基準に適合する状態
る廃棄物(環境省会	る廃棄物(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)を

1においては、環境省令で定める基準に適合する状態 2処理法第二条第四項第二号に規定する廃棄物である 1四号に規定する感染性産業廃棄物をいう。以下同じ (物をいう。)又は感染性産業廃棄物(廃棄物処理令 華に適合する状態にして排出すること。 により生じた廃棄物を廃棄物処理令第三条第三号ヌ (六号若しくは第九号に掲げる廃棄物を排出する場合 (理令第一条第二号若しくは第三号又は廃棄物処理令 )の汚泥を処分するために処理したもの ( 環境省令で (理令第六条第一項第三号ハ(5)若しくは同号ソ若しく (理令第二条の四第八号及び第十一号に掲げる廃棄物) ること。 の規定により処理し、 )を排出する場合においては、廃棄物処理令第四条 般廃棄物(廃棄物処理令第一条第八号に規定する感 廃棄物処理令第四条の二第二号ロの規定により処理 で定める基準に適合する状態にして排出すること。 :適合しないものに限る。) を排出する場合において |第一項第三号イ(5若しくは同号ツに規定する汚泥若 当該処理により生じた廃棄物

(境省令で定める基準に適合しないものに限る。)を

廃棄物を廃棄物処理令第六条第一項第三号ムに規定する基準に適の五第一項第二号トの規定により処理し、当該処理により生じた綿等をいう。)を排出する場合においては、廃棄物処理令第六条六(廃石綿等(廃棄物処理令第二条の四第五号へに規定する廃石

(令第三条第三号ルに規定する基準に適合する状態に

3~5 (略)		四・五(略)	号タに規定す			_	— (略)	しているものを	きから流出する海水でその水質が環境省令で定める基準に適合して 水吐きから流ま	廃棄物を含み、海水には、当該埋立場所等に設けられている余水吐  他の廃棄物を@	又は浸出してはならない廃棄物には、当該埋立場所等にある他の  出し、又は浸ま	こととする。この場合において、当該埋立場所等から海洋に流出し  することとする	該埋立場所等を当該埋立場所等以外の海域と遮断した上で排出する	しないよう護岸、外周仕切施設その他の施設を設けることにより当  出しないような	き、当該埋立場所等から廃棄物及び海水が海洋に流出し、又は浸出  除き、当該埋立	外の場所。以下この項において同じ。)と遮断されている場合を除 外の場所。以下	号から第三号までに掲げる廃棄物にあつては、当該埋立場所等以   号から第三日	施設が設けられ、当該埋立場所等が当該埋立場所等以外の海域(第  施設が設けられ	じ。)に流出し、又は浸出しないよう護岸、外周仕切施設その他の  じ。)に流出-	物にあつては、当該埋立場所等以外の場所。以下この項において同(物にあつては、				2	2	2
₽) 2	5) 定する廃棄物 にする廃棄物 「一項第三号タ及び第六条の五第一項第三号タ及び第六条の五第一項第三	とする廃棄物22理令第六条第一項第三号夕及び第六条の五第一項第三号子及び第六条の五第一項第三号タ及び第六条の五第一項第三	2理令第六条第一項第三号タ及び第六条の五第一項第三1号イ2、(4及び6)に掲げる廃棄物			2理令第六条第一項第三号ハ(2)及び(4)並びに第六条の五		)を含まないものとする。	侃出する海水でその水質が環境省令で定める基準に適合	水には、	(出してはならない廃棄物には、当該埋立場所等にある	ゝる。この場合において、当該埋立場所等から海洋に流	5等を当該埋立場所等以外の海域としや断した上で排出	)護岸、外周仕切施設その他の施設を設けることにより	立場所等から廃棄物及び海水が海洋に流出し、又は温	(下この項において同じ。) としや断されている場合を	号までに掲げる廃棄物にあつては、当該埋立場所等以	埋立場所等が当該埋立場所等以外の海域	又 は	1、当該埋立場所等以外の場所。以下この項において同		及び每水が每岸、第一号から第三号までこ掲げる発金	3及び每水が每岸 ( 第一号から第三号までこ掲げる廃棄うの政令で定める排出方法に関する基準は、当該埋立場	3及び每水が每岸(第一号から第三号までこ掲げる廃棄7の政令で定める排出方法に関する基準は、当該埋立場6廃棄物を埋立場所等に排出する場合における法第十条	3及び每水が每岸(第一号から第三号までこ掲げる廃棄7の政令で定める排出方法に関する基準は、当該埋立場9廃棄物を埋立場所等に排出する場合における法第十条(略)	3及び每水が每岸(第一号から第三号までこ掲げる廃棄7の政令で定める排出方法に関する基準は、当該埋立場6廃棄物を埋立場所等に排出する場合における法第十条(略)
2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2 + + ない。 2 + + ない。 2 + + ない。 2 + + ない。 2 + + ない。 第 二 2 + + ない。 5 2 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	2 2 2 次に掲げる廃棄物を埋立場所等に排出する場合における法第 第二項第四号の政令で定める排出方法に関する場合における法第 5 第二項第四号の政令で定める排出方法に関する場合における法第 た設が設けられ、当該埋立場所等に指出する場合における法第 1 5 1 2 2 2 次に掲げる廃棄物を埋立場所等に排出する場合における法第 1 5 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2 次に掲げる廃棄物を埋立場所等に排出する場合は、この限 第二項第四号の政令で定める排出方法に関する場合における法第 第二項第四号の政令で定める排出方法に関する基準は、当該埋 いにあつては、当該埋立場所等に非出する場合における法第 「号から第三号までに掲げる廃棄物にあつては、当該埋立場所等以外の場所。以下この項において同じ。」としや断されている 除き、当該埋立場所等から廃棄物にあつては、当該埋立場所等に別外の場所。以下この項において同じ。」としや断されている場所 いたこの項において同じ。」としや断されている場所 ではならない廃棄物にあつては、当該埋立場所等に設けられている場所 (略) 二 廃棄物処理令第六条第一項第三号八(2)及び(4)並びに第六条 二 (略)	2 次に掲げる廃棄物を埋立場所等に排出する場合は、この限 第二項第四号の政令で定める排出方法に関する基準に出しないよう護岸、外周仕切施設その他の施設を呈立場所等に見出しないよう護岸、外周仕切施設その やの場所。以下この項において同じ。)としや断されている場所等に見出してはならない廃棄物にあつては、当該埋立場所等が当該埋立場所等が当該埋立場所等がりた上で 当該埋立場所等を当該埋立場所等が当該埋立場所等に設けられている場所 しているものを含まないものとする。 「略)	2 2 2 2 次に掲げる廃棄物を埋立場所等に排出する場合における法第 第二項第四号の政令で定める排出方法に関する基準は、当該埋 がにあつては、当該埋立場所等に排出する場合における法第 第二項第四号の政令で定める排出方法に関する基準は、当該埋 い。)に流出し、又は浸出しないよう護岸、外周仕切施設その で)に流出し、又は浸出しないよう護岸、外周仕切施設その 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	2 2 2 2 次に掲げる廃棄物を埋立場所等に設けられている場所等に設けられている場所等に廃棄物を含み、海水には、当該埋立場所等に設けることに 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	2 次に掲げる廃棄物を埋立場所等に沿けられている場所等に沿してはならない廃棄物には、当該埋立場所等に設けられている場所等に満一項第三号北の規定の例により排出する場合における法第 (第一号から第三号までに掲げる廃棄物及び海水が海岸(第一号から第三号までに掲げる廃棄物にあつては、当該埋立場所等以外の場所。以下この項において同じ。)としや断されている場 かの場所。以下この項において同じ。)としや断されている場 がにあつては、当該埋立場所等から廃棄物及び海水が海洋に流出し、又は浸出しないよう護岸、外周仕切施設その他の施設を設けることに 当該埋立場所等を当該埋立場所等以外の海域としや断した上で 当該埋立場所等を当該埋立場所等が当該埋立場所等は外の海域としや断したとで 当該埋立場所等を当該埋立場所等以外の海域としや断したとに してはならない廃棄物には、当該埋立場所等に いの限定の例により (1)	2 次に掲げる廃棄物を埋立場所等には、当該埋立場所等に 第二項第四号の政令で定める排出方法に関する場合は、この限 第二項第四号の政令で定める排出方法に関する場合における法第 方等に廃棄物及び海水が海岸(第一号から第三号までに掲げる廃棄物及び海水が海岸(第一号から第三号までに掲げる廃棄物及び海水が海岸、外周仕切施設その しないよう護岸、外周仕切施設その他の施設を設けることに 出しないよう護岸、外周仕切施設その他の施設を設けることに 当該埋立場所等を当該埋立場所等以外の海域としや断した上で 当該埋立場所等を当該埋立場所等以外の海域としや断されている場 することとする。この場合において同じ。)としや断されている場 の場所。以下この項において同じ。)としや断されている場 がの場所。以下この項において同じ。)としや断されている場	2 次に掲げる廃棄物を埋立場所等いら海洋に流出し、又第二項第四号の政令で定める排出方法に関する場合における法律 がにあつては、当該埋立場所等に排出する場合における法第に、1000000000000000000000000000000000000	2 次に掲げる廃棄物を埋立場所等に排出する場合は、この限 2 次に掲げる廃棄物を埋立場所等に排出する場合におけることに 第二項第四号の政令で定める排出方法に関する基準は、当該埋 がにあつては、当該埋立場所等以外の場所。以下この項において同じ。)としや断されている場 所等に廃棄物及び海水が海岸(第一号から第三号までに掲げる廃棄物にあつては、当該埋立場所等以外の場所。以下この項におい に流出し、又は浸出しないよう護岸、外周仕切施設その 施設が設けられ、当該埋立場所等が当該埋立場所等は外の場所。以下この項において同じ。)としや断されている場 所等に第二号までに掲げる廃棄物にあつては、当該埋立場所 がの場所。以下この項において同じ。)としや断されている場 がしないよう護岸、外周仕切施設その他の施設を設けることに としていよう護岸、外周仕切施設をのした。 の海域	2 次に掲げる廃棄物及び海水が海洋に流出し、又2 次に掲げる廃棄物を埋立場所等に排出する場合における法律 2 次に掲げる廃棄物を埋立場所等に排出する場合における法第 5 次に掲げる廃棄物を埋立場所等に排出する場合における法第 1 (略) 1 しないよう護岸、外周仕切施設その他の施設を設けることに 2 次に掲げる廃棄物を埋立場所等が当該埋立場所等以外の場所。以下この項において同じ。)としや断されている場 がの場所。以下この項において同じ。)としや断されている場 がの場所。以下この項において同じ。)としや断されている場 1 しないよう護岸、外周仕切施設その他の施設を設けることに 2 次に掲げる廃棄物を埋立場所等が当該埋立場所等は、当該埋立場所 1 しないよう護岸、外周仕切施設その他の施設を設けることに 2 次に掲げる廃棄物を埋立場所等が当該埋立場所 2 次に掲げる廃棄物を埋立場所等が当該埋立場所 2 次に掲げる廃棄物したの場所。以下この項において同じ。)としや断されている場 1 しないよう護岸、外周仕切施設その他の施設を設けることに	2 次に掲げる廃棄物及び海水が海洋に流出し、又2 次に掲げる廃棄物を埋立場所等に掛出する場合における法第二項第四号の政令で定める排出方法に関する基準は、当該埋第二項第四号の政令で定める排出方法に関する基準は、当該埋第二項第四号の政令で定める排出方法に関する基準は、当該埋施設が設けられ、当該埋立場所等に排出する場合における法第一号から第三号までに掲げる廃棄物にあつては、当該埋立場所等にあいて同じ。) としや断されている場所にあつては、当該埋立場所等がら第三号までに掲げる廃棄物にあっては、当該埋立場所等に指出する場合における法第一項第三号ルの規定の例により排出する場合は、この限	外の場所。以下この項において同じ。)としや断されている場常二項第四号の政令で定める排出方法に関する基準は、当該埋立場所等に廃棄物及び海水が海岸(第一号から第三号までに掲げる廃棄物にあつては、当該埋立場所等に排出する場合における法第 に流出し、又は浸出しないよう護岸、外周仕切施設そのじ。)に流出し、又は浸出しないよう護岸、外周仕切施設そのじ。)に流出し、又は浸出しないよう護岸、外周仕切施設そのにまりが設けられ、当該埋立場所等が当該埋立場所等に開する基準は、当該埋立場所等にたり第三号までに掲げる廃棄物にあつては、当該埋立場所等により指出する場合は、この限五第一項第三号ルの規定の例により排出する場合は、この限	- 号から第三号までに掲げる廃棄物にあつては、当該埋立場所2 次に掲げる廃棄物を埋立場所等に排出する場合における法第に、1000000000000000000000000000000000000	施設が設けられ、当該埋立場所等が当該埋立場所等以外の海域2 次に掲げる廃棄物を埋立場所等に排出する場合における法第1100000000000000000000000000000000000	2	2	2	2	2	+			